

# 町営住宅（世帯向住宅）きらり入居募集のしおり

令和7年9月 日野町建設水道課

## 1 募集にあたって

この度、募集する住宅は、若者や子育て世代の定住及び移住を推進するため、子育て世帯の住宅環境整備を目的に、令和6年度から着手し、令和7年9月に完成した住宅です。

この住宅は中学生以下の子どもがいる世帯、妊娠されている方がいる世帯、新婚の世帯を対象とし、供用開始から15年度間は家賃を月2万円減額し、月額55,000円としています。また、15年後には900万円（建物・土地代込）で購入することができる賃貸住宅です。

従来の町営住宅とは、入居要件などが異なりますので、入居希望の皆様は、このしおりをよく読んで、十分ご理解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

※関係条例等：日野町世帯向住宅設置及び管理に関する条例（平成28年1月22日条例第1号）

日野町世帯向住宅設置及び管理に関する条例施行規則（平成28年1月22日規則第1号）

## 2 住宅の内容

### （1）内容

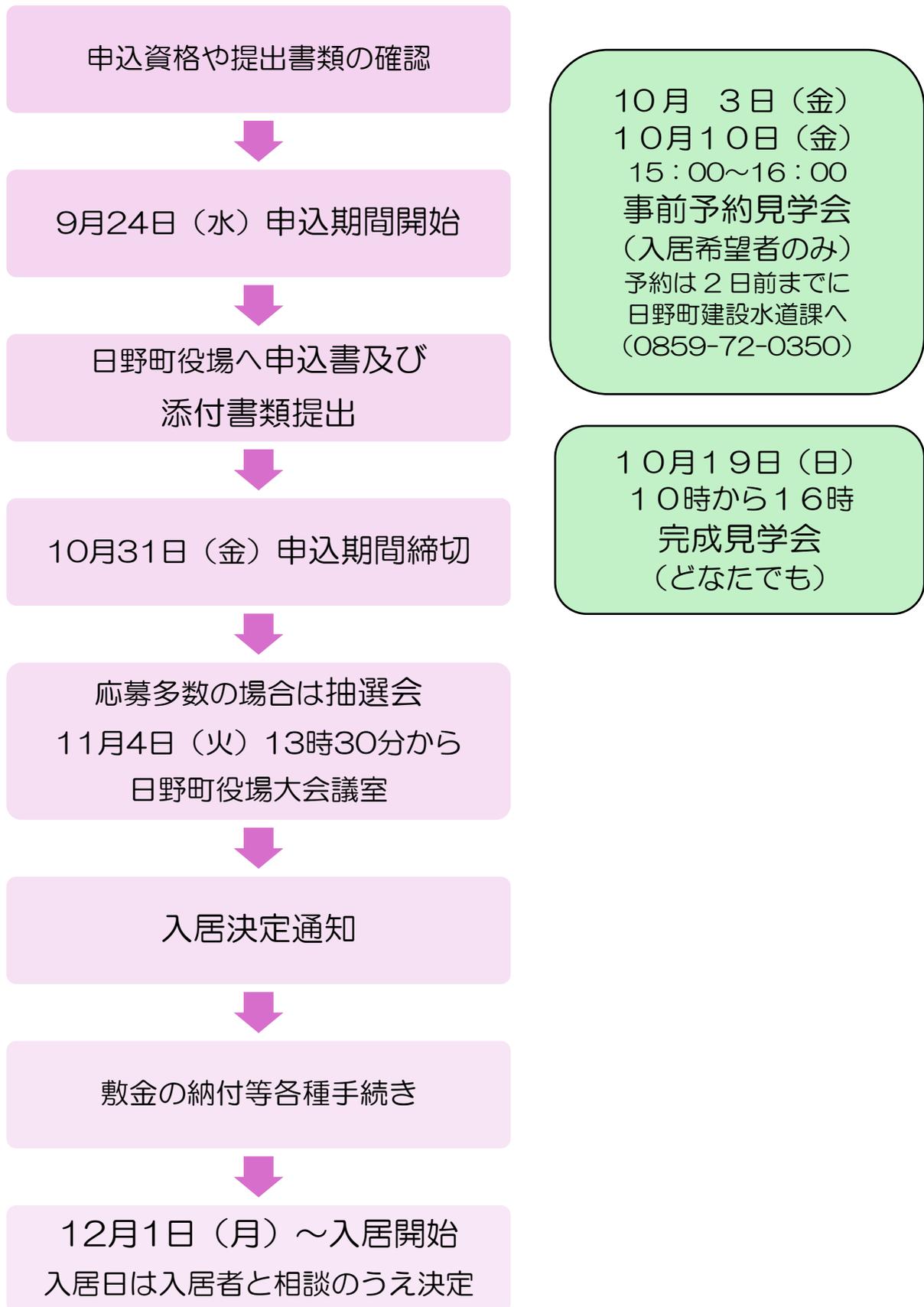
種 類	町営住宅（世帯向住宅）
名 称	きらり
所在地	鳥取県日野郡日野町野田245番地3
戸 数	4戸（募集4戸）
構 造	木造準耐火構造2階建
所有者	日野町
住宅設計・建設者	大和ハウス工業（株）
管理業者	大和ハウス工業（株）及び大和リビング（株）
供用開始	令和7年12月1日

### （2）諸施設・設備等の概要

- ・上下水道接続済（使用開始届の提出と使用料の納付が必要となります。）
- ・太陽光パネル付オール電化住宅＋蓄電池、エコキュート、EV(200V用)電源付
- ・駐車場付（2台分）
- ・テレビ、インターネットは、中海テレビジョン（株）が提供するものを利用ください。（光ケーブルは建物に引き込み済みです。別途加入手続及び利用料が必要となります。）
- ・ゴミステーションは住宅専用となっています。ゴミ出しの時間や分別方法は、町のルールを厳守してください。
- ・隣接に広場を整備しています。自由にご利用いただけます。
- ・大和リビング（株）による24時間対応お問合せ窓口
- ・家賃は、大和リビング（株）が収納する予定にしています。

☆住宅のポイント（推し） 間取りや設備などは別冊のガイドブックをご覧ください。

### 3 申込から入居までの流れ



## 4 申込資格等

- (1) 申込資格・・・次の(ア)～(オ)のすべてに該当していることが必要です。
- (ア) 申込者が自ら居住するために申込みを行う者であること。
  - (イ) 同居者に中学校卒業前の子がいること、または申込者又は同居者に妊娠している者がいること。または、婚姻から3年以内の夫婦または1年以内に婚姻する予定の者。
  - (ウ) 入居予定者全員の合計月額所得が158,000円以上であること。(計算方法は、7～8ページの別添月額所得の計算方法をご覧ください。)
  - (エ) 国税・地方税を滞納していないこと。
  - (オ) 入居者または同居予定者が暴力団員でないこと。
- (2) 要件
- ※町内・町外の住所要件はありません(町内からの転居も可能です。)。ただし、日野町野田(246番地2)の世帯向住宅4戸に入居中の皆様は、同じ子育て世代の定住を目的とする住宅ですので、このたび建設の当該住宅には入居できません。ご理解いただきますようお願いします。
- (ア) 15年以上居住する意志がある方で、将来住宅を購入する意欲のある方。
  - (イ) 地域活動(自治会加入など)に参加できる方。
  - (ウ) 入居後は、速やかに当該住宅に入居者全員が住民票を置くこと。

## 5 募集内容及び申込期間

募集する住宅は次のとおりです。詳しくは、別冊のガイドブックをご覧ください。

### (1) 募集戸数 4戸

棟	間取り	延床面積	敷地面積	月額家賃	敷金
A号	3LDK	102.68㎡	203.28㎡	55,000円 ※令和22年度まで。以降は 75,000円となります。	165,000円 月家賃3月分
B号		101.85㎡	200.92㎡		
C号		101.85㎡	203.31㎡		
D号		102.68㎡	201.46㎡		

※間取りはAとD号は同じです。BとC号は、部屋は同じですが、配置が左右対称となっています。

※全棟とも、床、扉、キッチン周辺、浴室壁の仕様(色等)が異なります。

### (2) 申込受付期間

令和7年9月24日(水)～10月31日(金) 時間 8:30～17:15(郵送の場合必着)

※窓口受付は、役場開庁日のみ(開庁日は対応できません。)

### (3) 申込書等様式配布場所

日野町役場 建設水道課(鳥取県日野郡日野町根雨101番地) 電話 0859-72-0350

または町ホームページ 定住促進世帯向け住宅特設サイト

(<https://www.town.hino.tottori.jp/4214.htm>) からダウンロード

注: 申込時に希望の棟を第4希望まで記入していただくようになっています。希望の棟の記載がない場合は、申込多数の場合、抽選の対象となりませんのでご注意ください。

### (4) 申込みに必要な書類

①申込書及び同意・誓約書

②添付書類（後日提出でも可）

- ・入居予定者全員の住民票の写し
- ・入居予定者全員の令和7年度所得課税証明書（収入が給与収入のみの方は令和7年源泉徴収票でも可。令和6年中に所得がなく、令和7年中に就職した場合は、直近の給与明細書の写し。高校生以下は原則不要ですが、収入がある場合は必要）
- ・入居予定者全員の、現住所地の市区町村が発行する税の滞納がないことを証する書類（納税証明書。高校生以下は原則不要ですが、課税されている場合は必要）  
※令和7年1月1日時点と現住所が異なるなどの理由により、住民税の課税市区町村が現住所地と異なる場合は、住民税課税市町村が発行する納税証明書も必要となります。
- ・入居予定者に妊娠している方がいる場合、母子手帳の写し（表紙と出産予定日がわかるページ）
- ・新婚（婚姻から3年以内）の場合、戸籍謄本又は婚姻届の受理書の写し
- ・婚姻予定の場合、婚約証明書（別紙）
- ・その他申込資格確認のため必要な書類

(5) 申込先 日野町役場 建設水道課 〒689-4503 日野郡日野町根雨 101 番地

(6) 申込方法

上記(4)の申込みに必要な書類を上記(5)まで持参してください（郵送可）。申込時に入居資格及び申請書類を確認させていただきますので、申込受付に多少の時間がかかりますことをご承知ください。郵送で提出の場合は、書類等を確認のうえ、後日連絡させていただきます。

※上記(4)②の添付書類は、事情がある場合に限り後日の提出も可能としますが、入居資格の審査のため必要となりますので、できるだけ早くご提出をお願いします。添付書類が確認できない場合、入居決定できませんのでご了承ください。

(7) 完成見学会

下記の日程で完成見学会を行います。どなたでもすべての棟を見ていただくことができますので、ぜひご参加ください。

日時：令和7年10月19日（日）10時から16時まで

場所：日野町野田245-3

☆入居希望者向け住宅見学会の実施（事前予約制）

①令和7年10月 3日（金）15時から16時まで

②令和7年10月10日（金）15時から16時まで

上記①②の日程の個別見学会を希望の方は、それぞれの日の2日前までに役場建設水道課（電話 0859-72-0350）へ予約してください。

## 6 入居者決定方法

- (1) 入居申込受付期間が終了した時点(10/31)で、募集戸数を超えた場合や希望戸が重複した場合は、抽選により入居者を選定します。
- (2) 抽選実施の場合は、全ての申込者の方へ通知をさせていただきます。
- (3) 抽選は公開抽選により選定し、抽選方法は別紙により行います。

抽選会実施日 11月4日(火)午後1時30分～ 日野町役場大会議室

## 7 注意事項

応募の前に十分にご理解のうえ、申してください。

### (1) 申込みにあたっての注意

(ア) 申込みは、入居を希望される1世帯につき1通限りですが、申込書で入居希望第4位までご希望の戸をお選びいただけます。なお、希望戸の記入がない場合は、抽選に当選しても入居できない場合がありますのでご注意ください。

(イ) 申込書提出後も希望の棟の変更は、申込締切日まで随時受け付けます。

(ウ) 申込み後、申込資格確認のため追加で添付資料の提出をお願いする場合があります。

(エ) 申込期間中の申込状況の公表は行いません。

(オ) 申込書に添付された書類は、申込が取下げ、抽選漏れとなった場合でも返却しません。

(カ) 申込多数で抽選となった場合、抽選により得た当選権を他の方へ譲渡することは認めません。

### (2) 申込の無効・失格について

次のような場合、申込みを無効とします。

(ア) 入居を希望される1世帯で2通以上の申込

(イ) 申込多数で抽選となった場合の当選権の譲渡が目的の申込

(ウ) 申込資格がないとき

(エ) 申込書等の記載内容が事実と相違しているとき

(オ) 上記のほか、社会通念を逸脱する行為が確認されたとき

### (3) 入居後について

(ア) 建物保険は、賃貸期間中は町が加入しますが、家財保険は入居者でご加入ください。

(イ) 賃貸期間中はペット(動物)を飼育することはできません。

(ウ) 入居に際しては、十分に住戸内の現状を確認してください。入居後一定期間経過後(1カ月)の傷。汚れ等の補修は一切行いません。

(エ) 自分で行う小規模な設備等の追加(DIY)について

建物・外構のDIYは、小規模なものに限り、町の許可を得て行うことができます。ただし、退去される場合は原状回復していただきます。(15年後に住宅を購入される場合は修繕不要)

例：2階部屋の間仕切り設置、ウッドデッキ、カーポート、屋外倉庫や屋根付自転車置場の増設、など

(オ) 入居棟の敷地内の清掃や除草、冬季の除雪等は入居者でお願いします。(環境美化にご協力ください。)

## 8 明渡請求を行う場合

- (1) 入居者が家賃を3月以上滞納したとき。
- (2) 入居者が他入居者に迷惑を及ぼす又は周辺環境を乱したとき。
- (3) 日野町世帯向住宅設置及び管理条例及び同条例施行規則やこれに関連する事項に違反したとき。

## 9 関係条例等

日野町世帯向住宅設置及び管理に関する条例（平成28年1月22日条例第1号）

日野町世帯向住宅設置及び管理に関する条例施行規則（平成28年1月22日規則第1号）

**問合せ先・申込書提出先**

**日野町役場 建設水道課**

**〒689-4503 日野郡日野町根雨 101 番地 電話 0859-72-0350**

**E-mail : [kensetu@town.tottori-hino.lg.jp](mailto:kensetu@town.tottori-hino.lg.jp)**

## 別添 月額所得の計算方法

住宅の申込には、入居希望者全員の合計月額所得が 158,000 円以上であることが必要です。次の計算方法により、月額所得が基準以上かどうか確認してください。

収入がある方について一人毎に年収から所得を計算し、それを合算して世帯全員の所得の合計を求め、それを 12 で割ったものが月額所得とします。

$$\text{世帯全員の所得の合計} \div 12 = \text{月額所得}$$

### 対象となる収入

申し込み時点でパートやアルバイトであっても仕事をしていれば、勤務期間や金額に関わりなく収入となります（1 年間の見込額で計算する場合があります。）。また、退職予定であっても、申し込み時点で仕事をしていれば、その仕事の収入も含まれます。ただし、今まで勤めていても、申込日までに退職した場合の収入は除外します。

月額所得は、対象となる収入の税金や社会保険料控除前の支払額をもとに計算します。

対象となる収入	給与収入（パート・アルバイト含む） 国民年金、厚生年金、その他公的年金 営業所得、不動産所得、その他恒常的な所得等
対象とならない収入	障害年金、遺族年金、その他非課税年金 仕送り、労災保険、休業補償、一時所得、その他非課税所得

### 1 年間収入の計算

年間収入の計算方法は、次のとおりとなります。

収入がある方について、申込日現在の状況で 1 人ずつ年間収入を計算して下さい。

種類の種類	現在の仕事を始めた日		年間収入となる額
給与収入	前年の 1 月 1 日以前		前年の 1 月～12 月の 1 年分
事業収入	前年の 1 月 2 日以降	1 年以上勤めている	直近の 12 ヶ月分
		1 年経過していない	働き始めた月から見込みを含めて 1 年分
年金収入			1 回の支給額×支給回数

※複数の年金収入がある方は、合算して下さい。

### 年間収入額

①申込者	給与収入	円	年金収入	円	事業収入等	円
②同居者	給与収入	円	年金収入	円	事業収入等	円
③同居者	給与収入	円	年金収入	円	事業収入等	円

## 2 所得額の計算

年間収入の額と種別に応じて、次の表に従い計算して下さい。

### 【給与収入の場合】

年間収入(円)	給与所得の計算式	年間収入(円)	給与所得の計算式
～ 550,999	=0円	～1,799,999	=※1の額×2.4+100,000円
～1,618,999	=収入額-550,000円	～3,599,999	=※1の額×2.8-80,000円
～1,619,999	=1,069,000円	～6,599,999	=※1の額×3.2-440,000円
～1,621,999	=1,070,000円	～8,499,999	=収入額×0.9 -1,100,000円
～1,623,999	=1,072,000円	8,500,000～	=収入額-1,950,000円
～1,627,999	=1,074,000円		

※1 年間税込総収入額を4で割り、千円未満の端数を切捨てた額

### 【年金収入の場合】

省略します。詳しくはお問合せください。

### 【事業収入の場合】

※確定申告書等に記載された「事業所得」の額がそのまま所得額となります。

### 年間所得額

①申込者	給与所得	円	年金所得	円	事業所得等	円
②同居者	給与所得	円	年金所得	円	事業所得等	円
③同居者	給与所得	円	年金所得	円	事業所得等	円

世帯の合計所得額 \_\_\_\_\_円・・・(A)

## 3 世帯の合計所得額と世帯の控除額から月額所得を計算

2で求めた世帯の所得額(A)から月額所得を計算します。

世帯の所得金額(A) \_\_\_\_\_円  
 月額所得(B) \_\_\_\_\_円  
 \_\_\_\_\_円 ÷ 12 = \_\_\_\_\_円

(B)の金額が158,000円以上であれば、申込可能です。